

1 水田活用の直接支払交付金

【307,765(277,026)百万円】

対策のポイント

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

<背景／課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付けを拡大していく等の取組を進めていく必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

<主要内容>

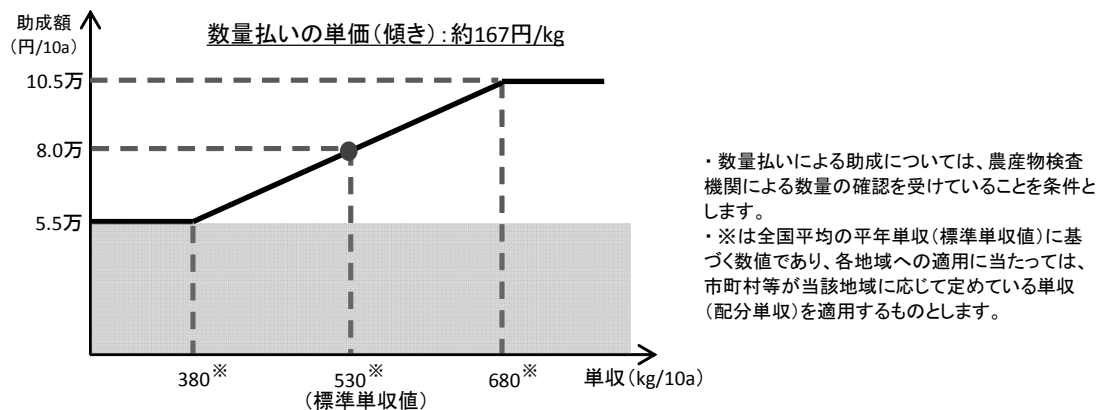
水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

(1) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



[平成28年度予算の概要]

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援します。

（２）産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、**麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援**します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約（３年間）の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度における県別優先枠として配分した6万㌧については対象外。	7,500円/10a
そば、なたね	作付の取組	（基幹作）20,000円/10a （二毛作）15,000円/10a

なお、都道府県段階において主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対し、下記のとおり配分します。

① 配分単価

5,000円/10a

② 交付対象面積

都道府県単位で生産数量目標の面積換算値※から主食用米作付面積を控除して算定

※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 （０３－３５９７－０１９１）]

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成28年度予算概算決定額： 307, 765(277, 026)百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】

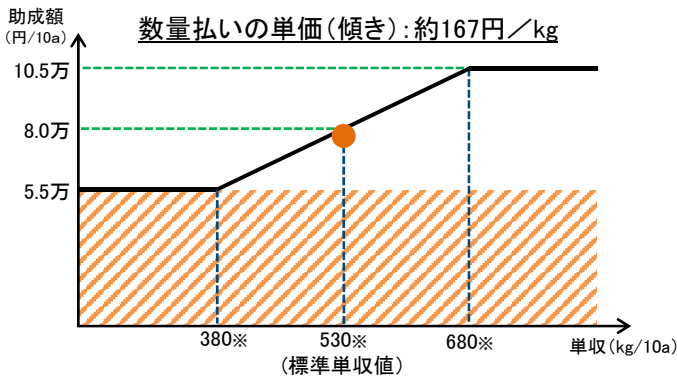
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

② 二毛作助成 1.5万円／10a

（主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援）

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成 1.3万円／10a

（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援）

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

2 経営所得安定対策

【350,611(372,099)百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象とし、幅広い担い手が参加できるよう規模要件を課さずに実施します。

＜背景/課題＞

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティーネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜主な内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）194,764(207,190)百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

[平成28年度予算の概要]

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
六条大麦 (50kg)	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
はだか麦 (60kg)	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	12,520	11,830	11,150
特定加工用大豆	10,470		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	12,840	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円／45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	14,700	12,590

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,850	9,110

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,320円／60kg
二条大麦	5,130円／50kg
六条大麦	5,490円／50kg
はだか麦	7,380円／60kg
大豆	11,660円／60kg

てん菜	7,260円／t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
そば	13,030円／45kg
なたね	9,640円／60kg

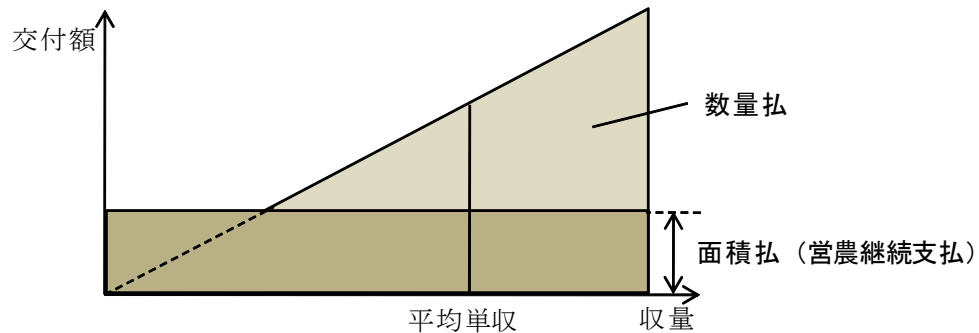
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	:	20,000円	/	10a	（そばについては、13,000円 / 10a）
------	---	---------	---	-----	-------------------------

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（所要額）75,415（80,213）百万円

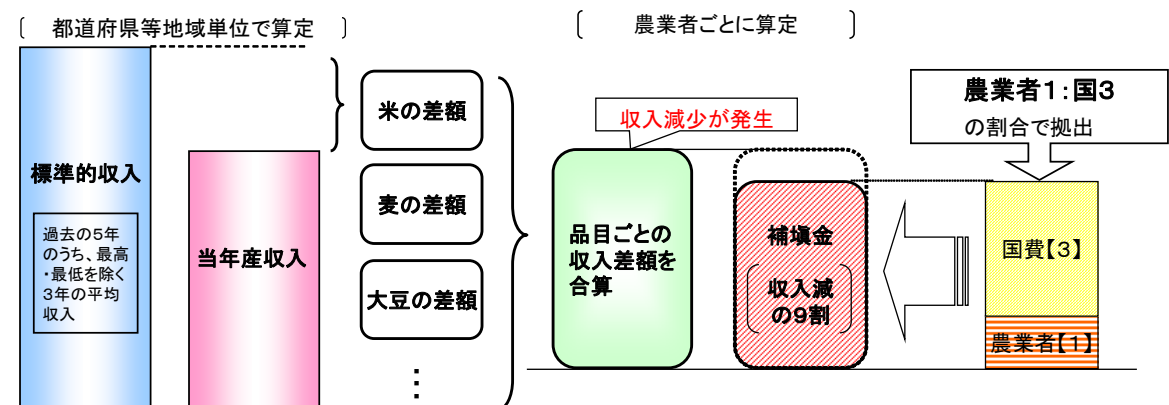
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの27年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



3. 米の直接支払交付金 72,303(76,025)百万円

(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施します。)

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	7,500円	/	10a
------	---	--------	---	-----

4. 経営所得安定対策等推進事業等 8,129(8,670)百万円

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先：総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室

(03-3502-5601)]

○ 経営所得安定対策等の概要(平成28年度予算)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,948(2,072)億円】
【水田・畑地共通】

◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

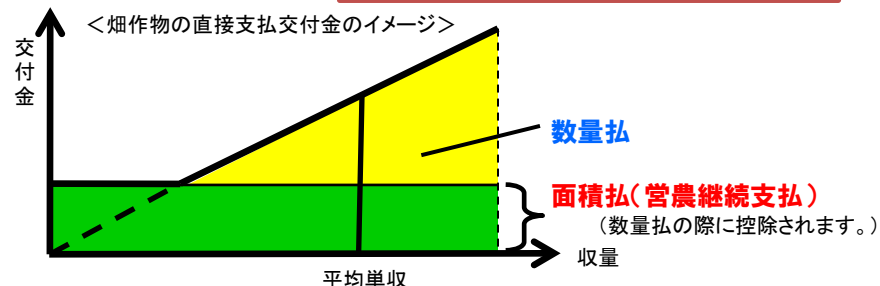
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

注: 小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



水田活用の直接支払交付金

【3,078(2,770)億円】

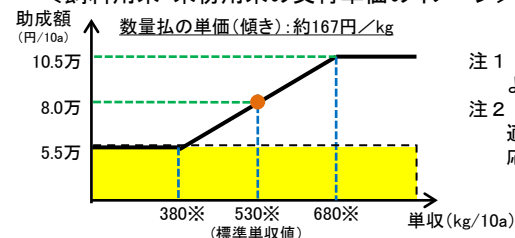
◇ 水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1: 数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2: ※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

【754(802)億円】

◇ 担い手経営安定法に基づく、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で抛出)

米の直接支払交付金

【723(760)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

経営所得安定対策等推進事業等

【81(87)億円】

◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

3 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【5, 033 (5, 033) 百万円】

対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを推進するためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要であるとともに、現物市場の活性化を図ることが求められています。

政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

<主な内容>

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組

主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組

2. 輸出用向けの販売促進等の取組

主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組

3. 業務用向け等の販売促進等の取組

主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組

4. 非主食用への販売の取組

主食用米を非主食用へ販売する取組

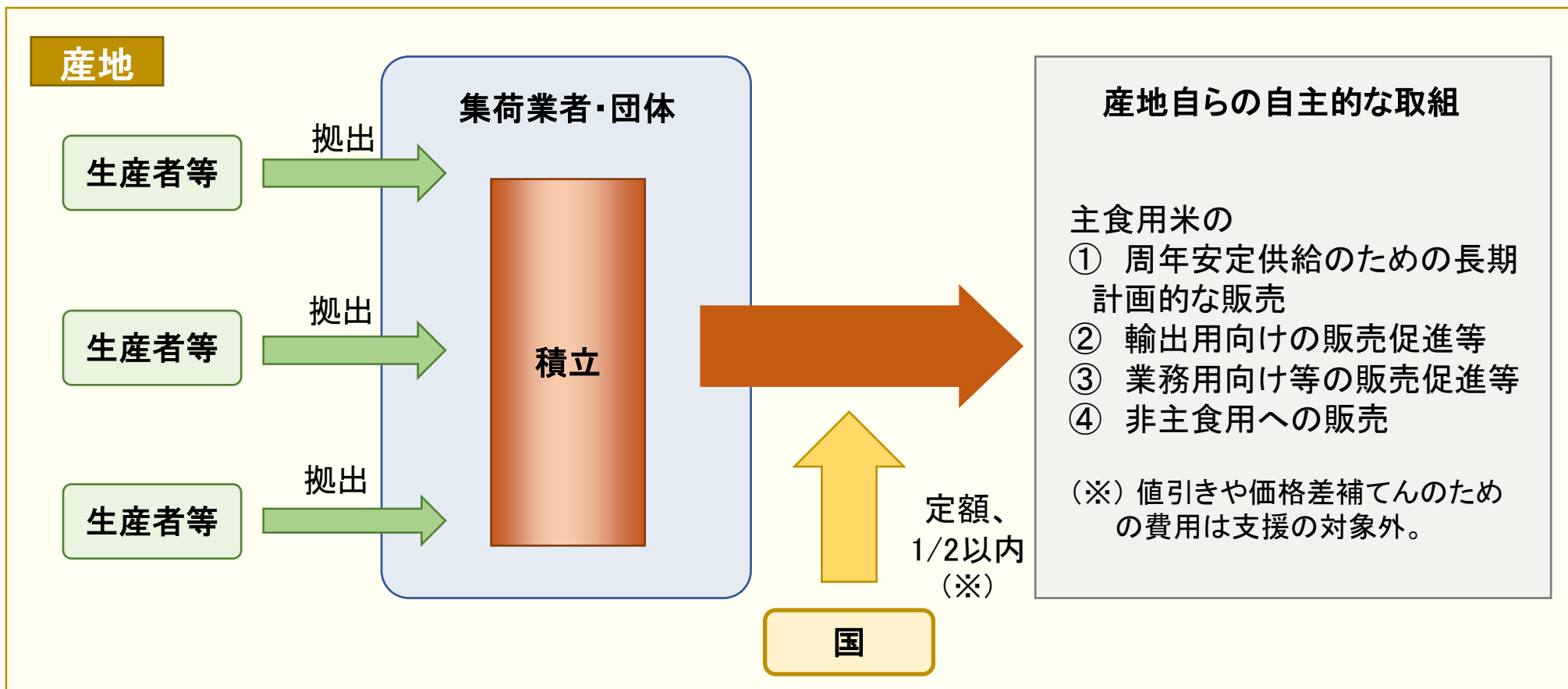
また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)]

米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に国も一定の支援。



また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

4 農業農村整備事業（公共）

【296, 226（275, 265）百万円】
（平成27年度補正予算 5, 000百万円）

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率（約2割（平成23年度）→約6割（平成28年度））
- 基幹水利施設の機能診断済みの割合（約4割（平成22年度）→約7割（平成28年度））
- 決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合（4割（平成26年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策 91, 251（108, 932）百万円

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。また、草地基盤整備を実施し、離農農家の草地の円滑な継承を図ります。

パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

2. 国土強靱化対策 204, 975（166, 333）百万円 （平成27年度補正予算 5, 000百万円）

基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	36, 470（34, 074）百万円
農業基盤整備促進事業（1）	6, 079（22, 520）百万円
農業水利施設保全合理化事業（1）	6, 865（4, 461）百万円
水利施設整備事業（農地集積促進型）（1）	606（606）百万円
国営農地再編整備事業（1）	17, 648（22, 937）百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	117, 918（105, 333）百万円
農村地域防災減災事業（2）	50, 768（28, 015）百万円
国営総合農地防災事業（2）	26, 211（22, 813）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	7, 006（6, 926）百万円

国費率、補助率：2／3、1／2等

事業実施主体：国、都道府県等

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

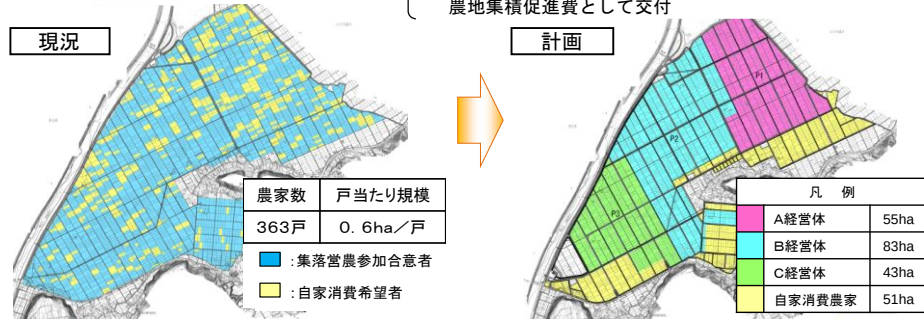
平成28年度予算概算決定額：296,226(275,265)百万円
(平成27年度補正予算：5,000百万円)

1. 農業競争力強化対策

○ **大区画化・汎用化等の基盤整備**を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

●地域全体の一体的な農地整備

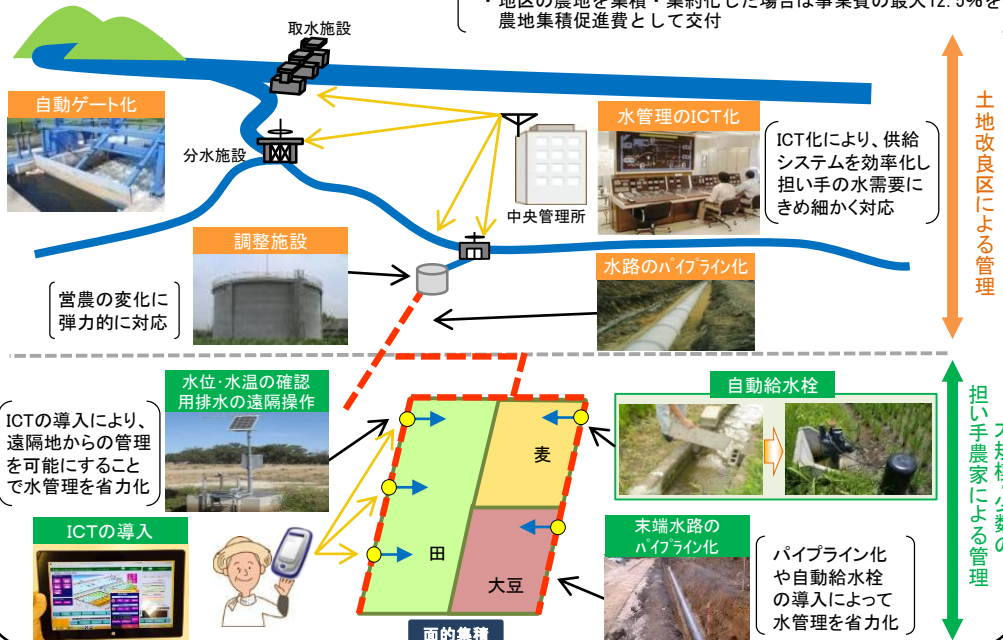
【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



○ パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する**新たな農業水利システム**を構築し、農地集積の加速化を推進。

●新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



2. 国土強靱化対策

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●耐震診断



堰柱コア採取

●耐震化



耐震化前の頭首工堰柱



耐震化後の頭首工堰柱

●ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



点検調査



改修前の堤体



改修後の堤体

●洪水被害防止対策



小学校

幹線道



ポンプ羽根車の設置



排水機場

○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施。

●老朽化の進行



側壁が倒壊した水路



パイプラインの破裂

●農業水利施設の補修・更新



水路の機能診断



補修

5 農地耕作条件改善事業

【12,274(10,000)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主要内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- (3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大：10万円/10a
- ・ 暗渠排水：15万円/10a
- ・ 用水路の更新整備：10万円/10m
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）

の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援



自動給水栓



カバープランツ・小段



畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（*）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（*）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

* プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者15者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！

6 森林整備事業・治山事業（公共）

【180,009（181,856）百万円】
（平成27年度補正予算 22,010百万円）

対策のポイント

- ・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。
- ・自然災害に対する山地防災力の強化に向けた事前防災・減災対策等の総合的な治山対策を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。
- ・集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ、病虫害等による森林被害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

120,286（120,286）百万円
（平成27年度補正予算 17,066百万円）

- （1）施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,820（23,600）百万円
林業専用道整備対策 10,731（10,731）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- （2）奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2,643（2,726）百万円
水源林造成事業 24,845（24,870）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人 森林総合研究所等

2. 治山事業

59,723(61,570)百万円

(平成27年度補正予算 4,944百万円)

- (1) 集中豪雨・地震等に起因する激甚な山地災害の発生リスクの増大を踏まえ、事前防災・減災のため、荒廃山地の復旧整備や水土保持機能が低下した森林の整備に加え、**予防治山対策を強化**します。

緊急予防治山事業(新規)	2,500(—)	百万円
復旧治山事業	21,074(22,648)	百万円
水源地域等保安林整備事業	8,046(8,630)	百万円
国費率:10/10、1/2等		
事業実施主体:国、都道府県		

- (2) 高齢世帯率の高い中山間地域における治山等激甚災害対策特別緊急事業の対象区域の拡大など大規模災害からの早期復旧を推進します。

治山等激甚災害対策特別緊急事業	716(2,370)	百万円
民有林直轄治山事業	11,065(11,403)	百万円
国費率:10/10、2/3、5.5/10等		
事業実施主体:国、都道府県		

- (3) 火山噴火後の山地災害の未然防止のため、降灰状況等の調査や火山泥流等の流下を防ぐ緊急的な対策を、**治山施設の設置や防災林の整備等と一体的に実施**します。

復旧治山事業(再掲)	21,074(22,648)	百万円
防災林造成事業	2,720(2,772)	百万円
国費率:10/10、1/2等		
事業実施主体:国、都道府県		

お問い合わせ先:

1の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)
2の事業	林野庁治山課	(03-6744-2308)

平成28年度の林野公共事業

現状と課題

森林吸収源の確保

- 第2約束期間における森林吸収量3.5% (90年度比)を目指す
- 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0% (13年度比)と位置付け
- 〔年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策の着実な推進が必要〕

森林資源の循環利用の推進

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える
- 資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立
- 〔施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要〕

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生
- 集中豪雨や南海トラフ巨大地震、火山噴火等による大規模災害に備えた国土の強靱化が課題
- 〔崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの対策の強化が急務〕

震災復興対策

- 東日本大震災による被害
- 〔海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が必要〕

平成28年度予算概算決定の内容

地球温暖化を防止するとともに、豊富な森林資源を循環利用するための間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により林業の成長産業化を実現。
近年の集中豪雨等による山地災害の発生や地球温暖化による山地災害発生リスクの上昇予測等を踏まえた**事前防災・減災対策を推進**。

森林整備事業

～地球温暖化防止など多面的機能発揮に向けた森林整備の推進～

森林の多面的機能の発揮を図りつつ資源の循環利用を通じて林業を成長産業として確立していくため、施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐等の森林整備を推進。

- ・ **列状間伐や森林作業道の継続利用による効率的な間伐の推進。**
- ・ **伐採と造林の一貫作業システムの導入による森林整備の低コスト化を推進。**
- ・ 林業専用道について、局部的構造の改良等の実施により**防災機能の強化を推進**。

治山事業

～事前防災・減災対策の推進～

近年の集中豪雨等による山地災害の発生や、地球温暖化の影響等により山地災害発生リスクが一層高まると予測されていることを踏まえ、地域の安全・安心を確保するための事前防災・減災対策を推進。

- ・ 集中豪雨等による山地災害の発生が懸念される**山地災害危険地区において、緊急的・重点的に予防治山対策を推進**。
- ・ **高齢世帯率の高い中山間地域における治山等激甚災害対策特別緊急事業の要件緩和**による対象区域の拡大。
- ・ 火山噴火に伴う火山泥流等から集落の保全を図るための**降灰状況等の調査、既存治山施設の排土、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一体的に推進**。

農山漁村地域整備交付金事業

- ・ 事前防災・減災対策の重点化に必要な山地災害危険地区の調査を推進。
- ・ 地すべり防止施設における長寿命化対策を推進。

復旧・復興事業（森林整備・治山）

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

地球温暖化
防止への貢献

林業の成長
産業化の実現

緑の国土強靱化
の実現

震災からの
復興再生

7 水産基盤整備事業（公共）

【69,985（72,149）百万円】
（平成27年度補正予算額 4,990百万円）

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港の高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出拡大を図る中で、特に輸出促進に重点をおいた高度衛生管理対策、水産資源の安定確保のための水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など大規模自然災害に備えた防災・減災対策を推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
（29%（平成21年度）→概ね70%（平成28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
（概ね11万トンの増産（平成28年度））
- 流通拠点漁港における陸揚げ用岸壁の耐震化の推進
（20%（平成21年度）→概ね65%（平成28年度））

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

24,256（25,005）百万円

（平成27年度補正予算 1,235百万円）

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図る中で、特に流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策を推進します（10,813百万円）。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します（13,443百万円）。

直轄漁港整備事業	4,513（6,644）百万円
フロンティア漁場整備事業	2,700（2,700）百万円
水産流通基盤整備事業	5,346（4,349）百万円
水産環境整備事業	10,743（10,862）百万円

国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの再活用

45,729（47,144）百万円

（平成27年度補正予算 3,755百万円）

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行うつつ、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を推進します。

また、拠点漁港へ陸揚げ・集出荷等の漁港機能の集約化、既存ストックの再活用を推進し、施設の維持管理・更新費の抑制等を図ります。

直轄漁港整備事業	9,877（8,998）百万円
水産流通基盤整備事業	5,134（5,586）百万円
水産物供給基盤機能保全事業	12,494（13,190）百万円
漁港施設機能強化事業	6,065（6,600）百万円
水産生産基盤整備事業	10,595（10,862）百万円

国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

水産基盤整備事業(公共)

【平成28年度予算概算決定額: 69, 985(72, 149)百万円】
【平成27年度補正予算額: 4, 990百万円】

平成28年度予算の考え方

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- (1) 水産物の輸出促進に重点をおいた衛生管理対策
- (2) 海域全体の生産力の底上げを目指した水産資源の回復対策
- (3) 国土強靱化に資するため、漁業地域の地震・津波対策及び長寿命化対策
- (4) インフラの集約・縮減に向けた漁港機能の集約化・再活用

流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・水産物の輸出促進による需要拡大
- ・国産水産物の消費の低迷

- ・流通・輸出拠点漁港における 栽培・養殖魚種等の品質・衛生管理対策の推進

鳥獣対策を施した
屋根付きの陸揚岸壁



密閉型構造の
荷さばき所

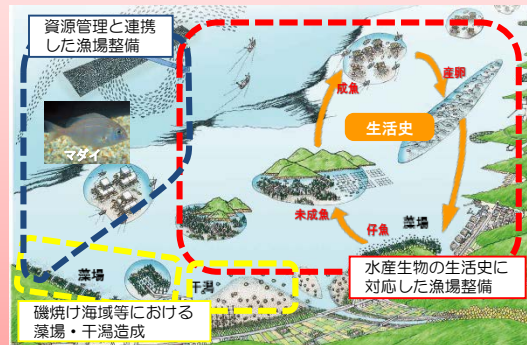


水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・低位水準にある水産資源が、依然として約5割存在
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化

- ・海域全体の生産力の底上げを目指した水産環境整備の推進



水産資源を育む水産環境の保全・創造

地震・津波対策及び長寿命化対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による被害、地域産業への影響
- ・老朽化した漁港施設の増加及び維持管理・更新費の増大

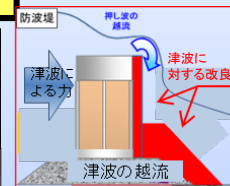
- ・漁港施設の地震・津波対策
- ・漁港施設の戦略的な長寿命化対策



耐震強化岸壁の効果



老朽化した岸壁の状況



津波に対して粘り強い構造を持つ防波堤



対策後の岸壁のイメージ

漁港機能の集約化・再活用

【課題と対応】

- ・人口減少社会の到来や港勢の動向が変化する中、現状の漁港の利用形態が続くと、機能分散したままとなり、維持管理・更新費の増大

- ・インフラの集約・縮減に向け、漁港機能の集約化・再活用を図ることにより、流通構造改革の推進や施設の維持管理・更新費の抑制



浮桟橋

藻場造成

8 農山漁村地域整備交付金（公共）

【106,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

<主な内容>

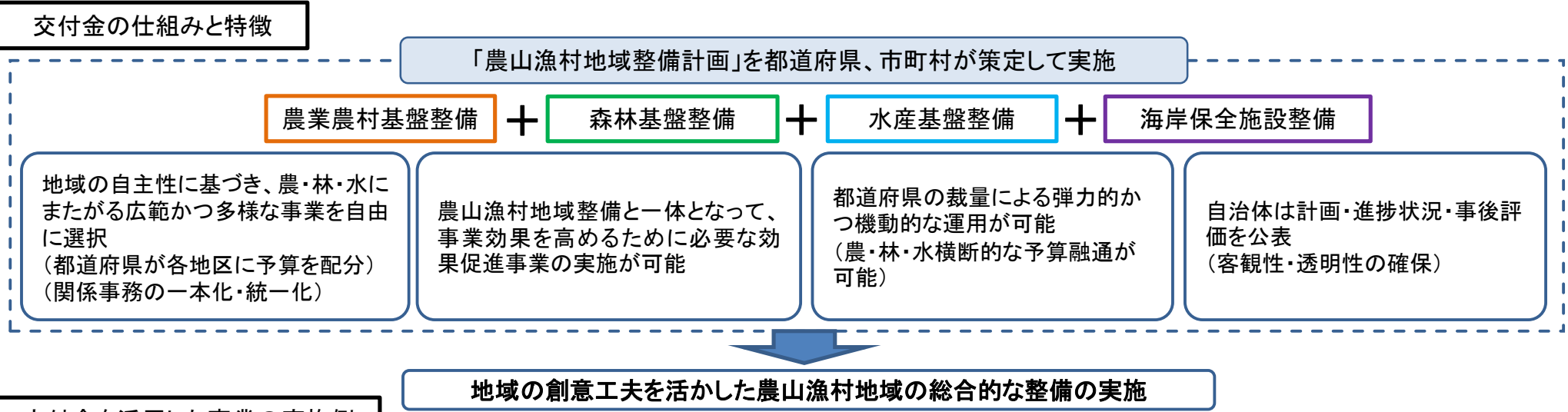
1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
森林分野に関すること
林野庁計画課（03-3501-3842）
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課（03-3502-5304）

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止



【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



藻場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)



【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止



【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



津波・高潮対策としての水門の整備



9 強い農業づくり交付金

【20,785(23,085)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増（平成37年度（対平成25年度比））
（80万1千ト（平成25年度）→111万6千ト（平成37年度））
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増（平成32年度（対平成25年度比））
（585億円（平成25年度）→632億円（平成32年度））

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、新品種・新技術等を活用した「強み」のある産地形成、集出荷・処理加工施設等の再編合理化及び次世代施設園芸の地域展開について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備
- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設等の整備等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品流通課 （03-6744-2059） ）

強い農業づくり交付金

平成28年度予算概算決定額: 20,785(23,085)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。

補助対象:

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率:

都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

交付先:

国 ⇒ 都道府県

支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設の再編等を支援

3 気象災害等リスクの軽減

気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設(被害防止施設等)の整備を支援

4 食品流通の合理化

安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

① 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【20億円】

新品種・新技術等の導入により、需要に対応した産地の形成に必要な施設の整備を支援

② 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化を支援

③ 次世代施設園芸の地域展開【15億円】

地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設等の整備を支援

事業の流れ



10 強い水産業づくり交付金

【4, 100 (3, 500) 百万円】
(平成27年度補正予算 3, 850 百万円)

対策のポイント

水産業の強化のための共同利用施設等の整備や漁港・漁村における防災・減災対策の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の発展のためには、産地における水産業の強化の取組を推進し、防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直すことが重要です。
- ・このため、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等に資する共同利用施設等の整備や、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を推進する必要があります。
- ・さらに、ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業禁止に伴う関連地域の影響緩和、ノリ競争力強化に必要な共同利用施設について、緊急に整備する必要性が生じています。

政策目標

- 共同利用施設の整備等を通じ、浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を5%以上増加(55% (平成24年度) →60%以上 (平成28年度))

<主な内容>

1. 産地水産業強化支援事業 2, 696 (1, 990) 百万円

(1) 「浜の活力再生プラン」の承認を受けた漁村地域を優先的に支援対象とし、漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組に対して支援します。

(2) (1) の計画実現のために必要となる施設の整備について支援します。

交付率：(1) 1/2 以内

(2) 市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)

事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合等

2. 水産業強化対策事業 1, 337 (1, 241) 百万円

都道府県や複数市町村等の広域的な対応が必要となる種苗生産施設、燃油補給施設など漁港漁場の機能向上のための施設整備及び内水面資源の調査等を支援します。

交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)

事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

3. 漁港防災対策支援事業 67 (269) 百万円

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援します。

交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

[平成28年度予算の概要]

4. ノリ競争力強化対策 (平成27年度補正予算 1,000百万円)

外国産ノリの輸入増加に対抗するため、ノリの品質を維持しつつ生産効率化を進めるために必要なノリ高性能刈取船、大型ノリ自動乾燥機等の導入を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 〕

5. さけます等の種苗生産施設整備 (平成27年度補正予算 2,850百万円)

地場水産業の振興に必要なさけ・ます等の種苗生産施設、ふ化放流施設、漁獲物鮮度保持施設等の共同利用施設の整備を支援します。

〔 交付率：定額（北海道）等
事業実施主体：北海道、市町村、水産業協同組合等 〕

〔 お問い合わせ先：
1、2、3、5の事業 水産庁防災漁村課（03-6744-2391）
4の事業 水産庁栽培養殖課（03-3502-0895） 〕

強い水産業づくり交付金

【平成28年度予算概算決定額：4,100(3,500)百万円】

(平成27年度補正予算額：3,850百万円)

- ・ 水産業の健全な発展と水産物の安定供給のため、産地における所得の向上、地先資源の増大等の取組や、漁港や漁村における地震や津波等の災害対策への取組等を支援。
- ・ ロシア水域でのさけ・ます流し網漁業禁止の影響緩和、ノリ競争力強化に係る施設を緊急に支援。

① 産地水産業強化支援事業

産地協議会(漁業者団体・市町村等)

「産地水産業強化計画」を策定(3年間)
(ソフト事業)

・マーケティング、技術講習会など

(ハード事業)

・加工処理施設、荷さばき施設など



浜の活力
再生プラン策定
地域を優先的に
支援

漁業者の所得
向上、漁業が存
続できる漁村
の形成

② 水産業強化対策事業

(ハード事業)

都道府県や複数市町村等広域的な対応
が必要となる共同利用施設等を支援する。



(ソフト事業)

水面利用調整の推進、内水面資
源の調査等を支援する。

③ 漁港防災対策支援事業

漁港・漁村における防災・減災対策

(ハード事業)

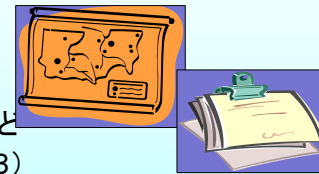
・津波避難施設など



(ソフト事業)

・避難マニュアルの作成など

※「南海トラフ地震特別措置法」に基づく避難施設・避難路整備は定額(2/3)



漁港・漁村に強い
災害に強い

④ ノリ競争力強化対策

外国産ノリの輸入増加に対抗するため、ノリの品質を維持しつつ生産効率化を進めるために必要なノリ高性能刈取船、大型ノリ自動乾燥機等の導入を支援する。



⑤ さけ・ます等の種苗生産施設の整備対策

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業禁止により影響を受ける北海道の地域に
ついての緩和策として、種苗生産施設等の共同利用施設の整備を支援する。



地域の
影響緩和

水産業の健全な発展と
水産物の安定供給の確保

11 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（100）百万円】

（平成27年度補正予算 200百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰等による農作物への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰等による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やそれと関連して行う基盤整備等を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害に強い農村づくりを推進。

事業内容

- ① 降灰等による被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



降灰等による被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設など関連整備等を一体的に実施。

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域における、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

12 新しい野菜産地づくり支援事業

【1, 080 (800) 百万円】

対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜の安定生産・安定供給を実現するため、加工・業務用野菜の転換を推進する産地に対し、土壌・土層改良などの作柄安定技術の導入を支援するとともに、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証を支援します。

<背景／課題>

- ・近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となっている一方、加工・業務用野菜の国産ニーズが高まっており、輸入品からのシェア奪還を図るためにも、作柄安定技術の導入による実需者への安定供給体制の構築が喫緊の課題となっています。
- ・また、ドライバーの不足、燃油価格の乱高下等により、青果物のトラック輸送による安定的な流通に支障が生じかねない状況です。

政策目標

野菜の生産数量の増加

(1,195万トン(平成25年度)→1,395万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する団地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する際に3年間支援する対策を実施します。

(対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン^{*}、えだまめ^{*})

※ 平成28年度から追加

(支援額：7万円/10a(1年目)、5万円/10a(2年目)、3万円/10a(3年目))

補助率：定額
交付先：(独)農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

2. 青果物流通システム高度化事業

生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化・効率化を図る際に必要な技術実証や、新たな技術を活用した低温輸送システムの構築等を支援します。

補助率：定額、1/3以内
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム、民間団体

<各省との連携>

○ 国土交通省

・モーダルシフト等の推進(平成27年度継続)

荷主、物流事業者等が連携して実施するモーダルシフトの運行経費を補助(最大1/2) 等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課園芸流通加工対策室

(03-3502-5958)

新しい野菜産地づくり支援事業

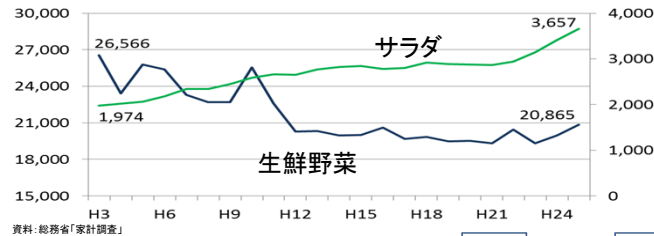
平成28年度予算概算決定額
1,080(800)百万円

現 状 と 課 題

1. 加工・業務用野菜ニーズの高まりへの対応が必要

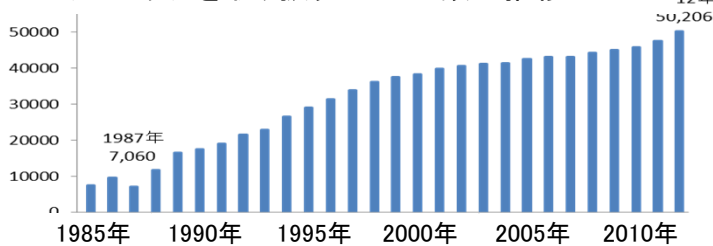
○ニーズへの対応

生鮮野菜とサラダの購入金額の推移（単位：円）



加工・業務用野菜の用途別国内消費率 約50% → 約60%
加工・業務用野菜の国産原料比率 約90% → 約70%

○カットサラダを取り扱うコンビニ数の推移



新たな食料・農業・農村基本計画

【生産努力目標】

H25 1,195万トン

200万トンの大幅増産
H37 1,395万トン

消費者、実需者の多様なニーズに対応

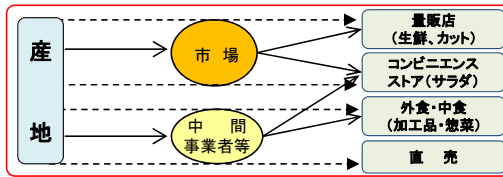


2 国産青果物の供給体制の構築が必要

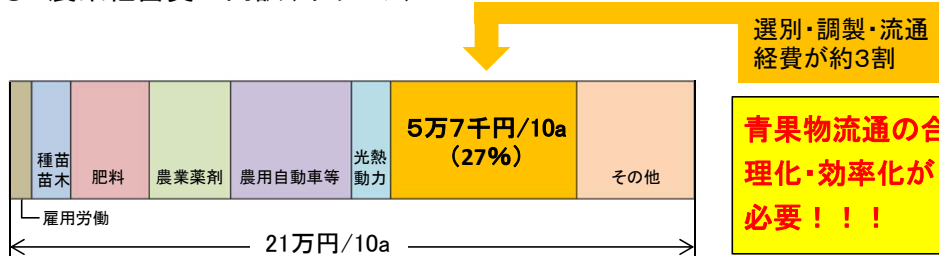
○深刻なドライバー不足

	2020年度	2030年度
需要量	103万人	96万人
供給量	92万人	87万人
過不足	▲11万人	▲9万人

○多様化する用途・流通経路



○ 農業経営費の内訳（キャベツ）



支 援 内 容

1 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する場合に、当該経費の相当額の一部を定額面積払い

支援対象：土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等
対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ（下線は、平成28年度から追加）

具体的イメージ

【産地の課題】

- 近年の異常気象で加工たまねぎを安定供給できず中国産を中心に輸入急増。
- 輸入品からのシェア奪還に向け、異常気象下での作柄安定と産地の構造改革が喫緊の課題。

【産地の対応】

- 作柄安定のための技術を早急に導入し、単収の向上を図る。



2 国産青果物高度供給事業

新たな技術を導入したモーダルシフト等の流通合理化、高品質保持技術の導入によるバリューチェーンの構築等に係る実証を支援。

支援対象：新規格の鉄コンテナによる鉄道、船舶輸送や、電源コンテナ等新たな技術を活用したパーフェクトコールドチェーンの実証等



○ 最先端物流合理化技術の実証

- 多段階温度管理システムの導入
⇒ 青果物、食品等多品目の混載が可能
- 異業種間の荷主とのマッチング
⇒ 棚卸の確保によるツウウェイ輸送の実現
- 大型鉄コンテナや青果物貯蔵のための低温設備
⇒ 産地における積み込み、荷おろしを効率化
⇒ 一定量のロットの品質を維持しつつ、効率的に輸送



○ 安定供給体制の実現に向けた最先端青果物長期貯蔵技術等の実証

- 超精密冷蔵・貯蔵技術の導入
（※コンマ単位で大規模施設の温度管理）
- 超長期品質保持技術の導入
（※低温・低酸素保存、菌数制御等）
- 新たな加工技術の導入

（青果物流通システム高度化事業で実施）

13 次世代施設園芸の地域展開の促進

【2, 540 (2, 008) 百万円】

対策のポイント

次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用し、次世代施設園芸を各地域に展開するため、拠点の成果に関するセミナー等の情報発信、拠点における実践的な研修等の人材育成を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、化石燃料依存からの脱却を目指して地域資源エネルギーやICT等の先端技術を活用する大規模な次世代施設園芸における取組を各地域に展開していくことが必要です。
- ・また、高度な環境制御技術による周年・計画生産を実践できる人材の育成が必要です。

政策目標

周年・計画生産を行うことができる複合環境制御装置を導入した園芸施設の面積を10年間で3割増加

<主な内容>

1. 次世代施設園芸地域展開促進事業 1, 040 (2, 008) 百万円

(1) 次世代施設園芸地域展開促進事業

次世代施設園芸拠点の成果に関するセミナー等の情報発信、次世代施設園芸拠点等を活用した研修等の人材育成、取組意向のある地域における計画策定等を支援します。

(2) 次世代施設園芸導入加速化支援事業

継続地区の次世代施設園芸拠点について、中核施設となる高度な環境制御を行う温室等の整備、生産コスト縮減のための新技術実証等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間企業・生産者・地方自治体等から構成されるコンソーシアム等

2. 強い農業づくり交付金（優先枠） 1, 500 (－) 百万円

次世代施設園芸拠点における取組を参考に、地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設や集出荷貯蔵施設等の整備について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (03-3593-6496)

次世代施設園芸の地域展開の促進

【平成28年度予算概算決定額 2,540(2,008)百万円】

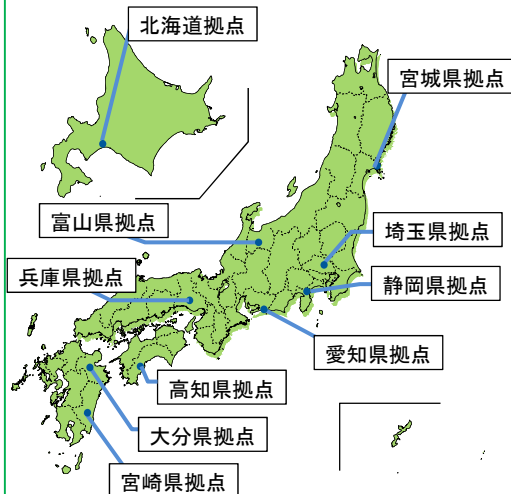
次世代施設園芸拠点 で得られた知見

ICTを活用した
高度な栽培技術

木質バイオマス等の
地域資源利用のノウハウ

実需者との連携による
安定的な販路の確保

次世代施設園芸拠点 (全国10箇所)



次世代施設園芸を地域に展開

次世代施設園芸地域展開促進事業【1,040百万円】

- 拠点で得られた知見を速やかに普及するため、
 - ① 次世代施設園芸拠点の成果に関する **セミナー等による情報発信**
 - ② 次世代施設園芸拠点を活用した実践的な **研修等による人材育成**等を支援。

【事業実施主体】次世代施設園芸拠点のコンソーシアム、民間団体等
【支援対象者】次世代施設園芸に関心を有する者



- 次世代施設園芸に取り組む意向のある地域の **事業計画策定を支援**するため、**手引きの作成や専門家によるアドバイス**等を実施。

【事業実施主体】民間団体等
【支援対象者】次世代施設園芸の整備を目指すグループ
(都道府県、生産者、実需者の参画を必須)



- 次世代施設園芸拠点の継続地区の整備等を支援。

強い農業づくり交付金(優先枠)【1,500百万円】

次世代施設園芸拠点における取組を参考に、**地域エネルギーと先端技術**を活用した **次世代型大規模園芸施設の整備**を支援

【事業実施主体】都道府県、市町村、農業者団体等
※生産者・実需者・地方自治体等から構成されるコンソーシアムの設置を要件とする。



地域の所得向上と雇用創出を実現！



14 国産花きの生産・供給対策

【865（654）百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進し、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図ることが必要です。
- ・また、4月から開催されるトルコのアンタルヤ国際園芸博覧会に出展し、我が国の多様で高品質な花きや花きの文化をアピールしていく必要があります。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大（3,785億円（平成25年）→5,000億円（平成32年））
- 国産花き輸出額の増大（96億円（平成25年）→150億円（平成32年））

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

702（532）百万円

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、産地での輸出向け切り花の病害虫対策や鮮度保持方法の実証、盆栽等の消毒方法を確立する取組を支援します。

また、販売・用途の違いに基づく品目別の適切な日持ち保証日数を設定するための取組や、「花育」の指導力向上のための実践研修を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：協議会、民間団体等

2. トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業

163（121）百万円

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会への政府出展における展示会場の運営・管理、品種コンテストへの展示、広報等を行います。

委託費
委託先：民間団体

(関連対策)

国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）

94（110）百万円

花きの国際競争力の強化に向け、①良日持ち性、高い病害抵抗性等民間企業の育種を下支えする基盤的形質を有する系統、②日持ち性向上のための鮮度保持剤等、③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術の開発・改良を行います。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162）
関連対策 技術会議事務局研究統括官（生産技術）室
（03-3502-2549）

国産花きの生産・供給対策

平成28年度概算決定額
865(654)百万円

○国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進。

国産花きイノベーション推進事業

【702(532)百万円】

【パーフェクトコールドチェーン等による
国産花きの国内流通・輸出拡大の支援】(拡充)

1 パーフェクトコールドチェーンの構築等

- ・ 低温下での切り花のパッキング(箱詰め)や、
輸送前に箱内部まで十分に冷気を取り
入れる差圧予冷技術等を実証
- ・ 産地において輸出向け切り花に必要な
消毒等の病害虫対策や、採花時の処理による
鮮度保持方法を実証



2 盆栽等の消毒方法等の確立 輸出先国、品目毎に効率的な隔離栽培、 消毒方法等を実証し、マニュアル化



【切り花の日持ち保証販売の普及に向けた取組支援】
(拡充)

- 流通・販売・用途の違いが日持ち性に
与える影響を把握し、品目別の適切な
日持ち保証日数を設定する等の取組を実施



【「花育」のレベルアップに向けた活動支援】(拡充)

- 各地の優れた花育活動を抽出し、
その特長を分析するとともに、
現役の教師や花き関係者を対象とした
花育の実践研修等を実施



トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業(継続)

【163(121)百万円】

平成28年にトルコで開催される国際園芸博覧会の
政府出展における展示会場の運営・管理等



(関連対策)

国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発(継続)

【94(110) 百万円】

花きの国際競争力強化に向け、

- ①民間企業の育種を下支えする基盤的形質を
有する系統
- ②日持ち性向上のための鮮度保持剤等
- ③栽培施設の環境制御を低コスト化するための
技術の開発・改良



- 日持ちの良いカーネーション新品種の育成
「ミラクルージュ」(中央)は、既存品種(左及び右)が
しおれた後も開花し続ける特性を保持(写真は18日経過後)

15 農業界と経済界の連携による 先端モデル農業確立実証事業

【332（332）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

経済界のノウハウを活用し、担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスを農業分野へ導入

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証など、先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。

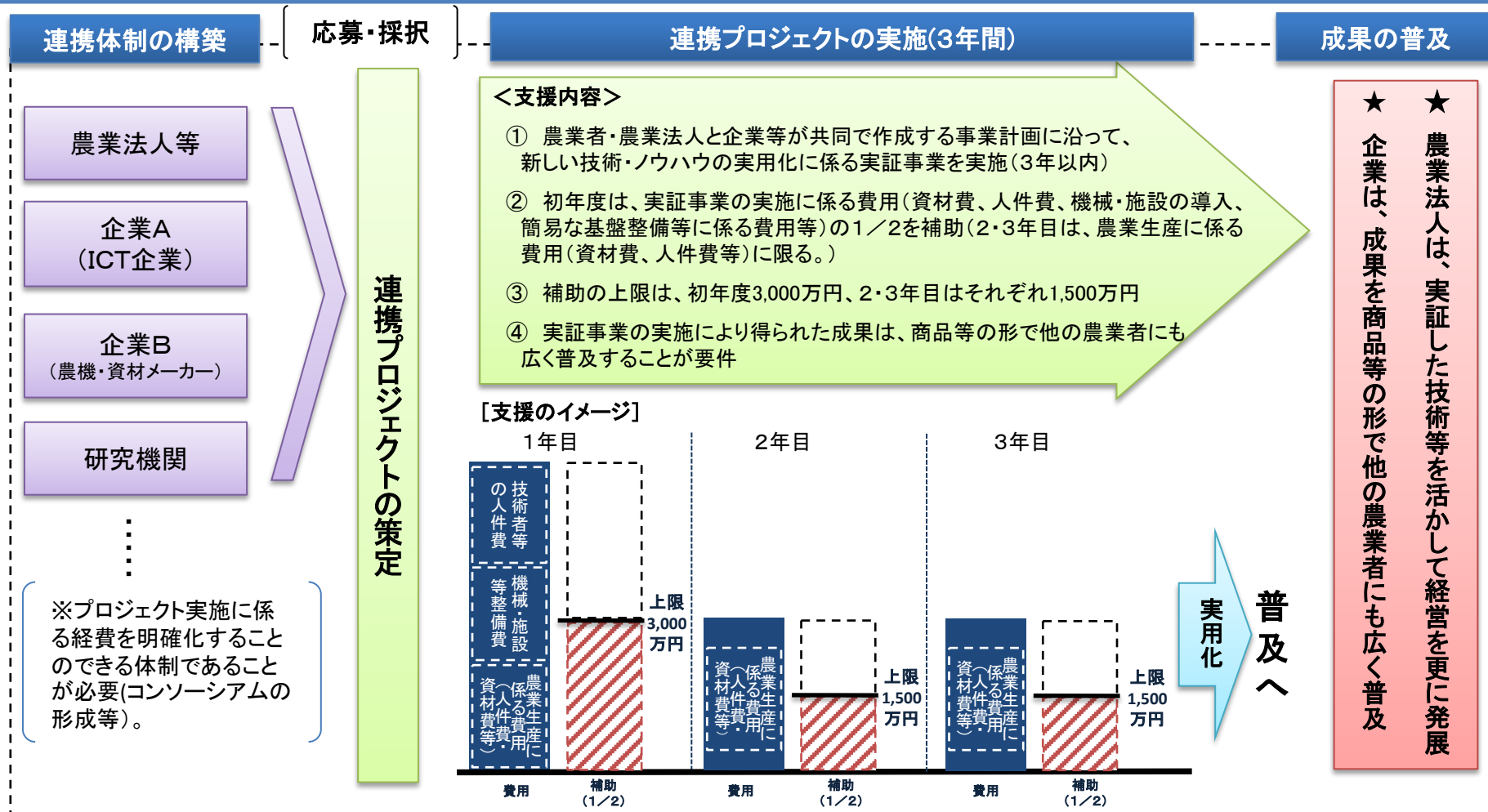
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1／2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1／2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



16 農業労働力最適活用支援総合対策事業 [新規]

【250（一）百万円】

対策のポイント

産地において労働力の募集・派遣を一体的に行う仕組みや農業サービス事業体・援農隊による労働力の提供を円滑に行う仕組みの構築を支援します。

<背景／課題>

- ・農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、農業生産においては年間を通じた作業量が平準化していないことから、農地の集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが重要です。
- ・このため、農作業の一部の分業化・外部化を推進していくこと等により、産地において戦略的・実践的に労働力を確保・活用する仕組みを構築する必要があります。

政策目標

労働力の安定確保や農作業の外部委託が円滑にできる環境を整備し、事業実施地区において必要とされる労働力を事業実施年度から3年後までに100%確保

<主な内容>

1. 産地における労働力最適活用支援

産地単位で、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主的な活動に基づいた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を支援します。

（補助率：1／2等
事業実施主体：生産者団体・市町村・農業者等から構成される協議会等）

2. 全国推進

産地における取組を全国に展開するために必要な全国共通の課題等の検討、各産地における取組に関する情報収集・提供、産地間の労働力融通、援農隊の育成・活用に向けた取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 （03－6744－2111）]

農業の労働力確保・最適活用のためのモデルシステムの構築

【 農業労働力最適活用支援総合対策事業 】

(平成28年度予算概算決定額: 2.5(-)億円)

- 農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行中、年間を通じた作業量が平準化していない農業生産において、農地集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが必要。
- 全国段階では、今後のシステム展開に必要な全国共通課題等の検討や、各産地の取組の情報収集・提供のほか、産地間の労働力融通を実施。
- 産地段階では、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主性に基づいた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用する取組を実施。

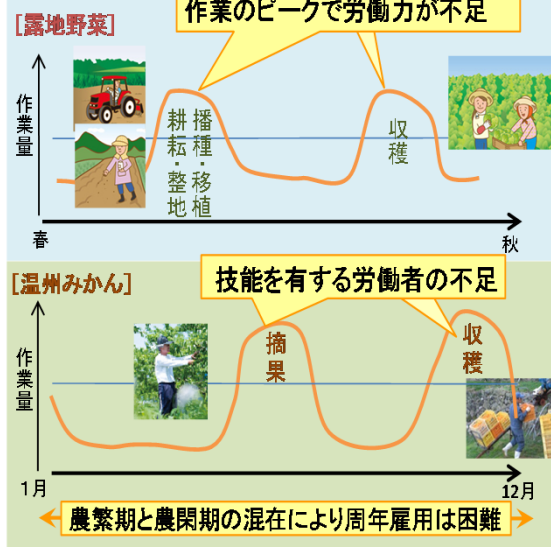
〔労働力確保の現状〕

農業就業者の減少や高齢化等による労働力不足の進行



農業の特徴：年間を通じた作業量が平準化していない

(例)



農地集積・大規模化への対応に限界

〔事業概要〕

労働力確保最適活用システム協議会

※事業実施主体は全国団体等を想定

- 全国的課題の検討、各産地からの情報収集・提供等を実施
- ・今後の農業労働力最適化システム展開への検討として、**労働力確保・最適化に必要とされる全国共通課題(作業者の技能認定方法、労働法規上の対応等)について検討**を実施
- ・各産地の「労働力確保戦略センター」から、労働力の需要と供給について**情報を収集・集約し、産地に情報提供**するとともに、産地からの要請に応じて**産地間の労働力融通**を実施

情報集約

情報提供

労働力確保戦略センター (産地単位で設置)

- 主要産地単位で戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための組織を設置
 - 労働力の募集・育成、産地の要請に応じた人材の調整、労働負荷軽減のための環境整備等を実施
- 【構成員】
生産者団体、市町村、農業者、農業公社、農業サービス事業体、県普及指導センター等

多種多様な人材



- サービス事業体への雇用希望者
- 県内都市のお手伝いワーカー
- 農業に興味のある者
- 異業種分野など

1. 労働力の募集・育成

(1) 人材の募集

人材募集のイベントの開催や出展、求人連絡等



(2) 人材の育成

確保した人材を対象とした、研修活動等



2. 人材の調整

産地の要請の把握・整理、労働力派遣
農業サービス事業体・援農隊への情報提供・指導



3. 労働負荷軽減のための環境整備

労働負荷を軽減する機械等の共同利用(アシストスーツ、位置情報基地局、野菜収穫機等)



産地からの要請に応じた労働力提供

産地

畑作

水田作

果樹・野菜

施設園芸

・

・

援農隊

・農業未経験者を含む幅広い人材から援農隊を組織化

17 産地活性化総合対策事業

【2, 049（2, 343）百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、ICTを活用したGAPの認証取得、花きの安定供給体制づくり等による生産・流通システムの高度化等を進めることが重要です。

政策目標

ガイドラインに則したGAP導入産地割合の増大
(23%（平成25年度）→70%（平成30年度）)

<主な内容>

1. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

2. 生産システム革新推進事業

革新的な生産システムの確立に向け、ICTを活用したGAPの認証取得や平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたGAPの普及拡大、農作業安全対策の推進、普及指導員の資質の維持・向上を図るための取組等を支援します。

3. 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

薬用作物等の産地形成を促進するため、事前相談・マッチング窓口の設置や専門家による栽培技術指導体制の整備、栽培技術の確立等に向けた取組等を支援します。

4. 国産花きイノベーション推進事業

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修等を支援します。

5. 産地収益力増強支援事業

農業の成長産業化と農業・農村の所得向上を実現するため、多収品種や新たな輪作体系の導入等による土地利用型作物の生産コストの低減、農産物の利用拡大、蜜源の拡大・確保に向けた取組等を支援します。

6. 農畜産業機械等リース支援事業

新品種・新技術の導入、GI・機能性表示に対応するための光センサー等の機器の導入、地域作物の生産体制の確立に必要な農畜産業機械等のリース方式による導入の場合の負担を軽減します。

7. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

〔補助率：定額、1／2、1／3以内等〕
〔事業実施主体：協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|--------------------------|----------------|
| 1・6の事業 | 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 2の事業 | 生産局技術普及課（農作業安全、普及指導活動支援） | (03-6744-2107) |
| | 生産局農業環境対策課（GAP体制強化・供給拡大） | (03-6744-7288) |
| 3・7の事業 | 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 4の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 5の事業 | 政策統括官付穀物課（大豆・麦・飼料用米等） | (03-3502-5965) |
| | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | |
| | （養蜂等振興（花粉交配用昆虫）） | (03-3593-6496) |
| | 生産局畜産振興課（養蜂等振興（蜜源植栽支援等）） | (03-3591-3656) |
| | 政策統括官付地域作物課（地域作物支援） | (03-6744-2115) |
| | 生産局畜産振興課（畜産環境） | (03-6744-7189) |
| | 生産局食肉鶏卵課（食肉等産地育成強化） | (03-3502-5989) |
| | 生産局牛乳乳製品課（乳業再編） | (03-6744-2128) |

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

推進事業 注）（）内は、補助率

新品種・新技術活用型産地育成支援事業

産地ブランド発掘事業（定額）

地域コンソーシアム支援事業（定額）

種苗供給円滑化事業（定額）

新品種・新技術活用環境整備事業（定額、1/3）

農畜産業機械等リース支援事業

- ・補助率：定額（物件購入相当額の1/2以内等）
- ・推進事業と一体的に取り組む場合に支援。
- ・各種タイプと対応する推進事業は以下のとおり。（一部は単独可）

新品種・新技術活用型

生産システム革新推進事業

GAP体制強化・供給拡大事業（定額、1/2）【新規】

農作業安全総合対策推進事業（定額）【拡充】

普及指導活動課題解決技術習得支援事業（定額）【新規】

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業（定額、1/2）【拡充】

国産花きイノベーション推進事業（定額、1/2）【拡充】

産地収益力増強支援事業

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（定額、1/2）【拡充】

養蜂等振興強化推進事業（定額、1/2）【拡充】

地域作物支援地区推進事業（1/2）【拡充】
地域バイオマス支援地区推進事業（畜産環境）（定額）
食肉等産地育成強化推進事業（1/2）
乳業再編等合理化推進事業（定額）

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業（定額）

産地活性化型

地域作物支援型
【リース単独実施】

18 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【15,401(24,323)百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

8,127(19,000)百万円

(1) 農地中間管理機構事業

1,311(7,218)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

4,591(9,000)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 機構集積支援事業

2,225(2,782)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

2. 農業委員・推進委員による農地利用の最適化

9,499(8,104)百万円

(1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金〔新規〕

1,961(―)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

(3) 機構集積支援事業(再掲)

2,225(2,782)百万円

- (4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。

- (5) 農地調整費交付金 81 (81) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

補助率：定額等
事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
91, 251 (108, 932) 百万円

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進します。

2. 農地耕作条件改善事業 12, 274 (10, 000) 百万円

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

3. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 231 (291) 百万円

荒廃農地を再生利用するための雑草・雑木除去や土壌改良等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 197 (363) 百万円

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

5. 経営体育成支援事業 2, 997 (3, 205) 百万円

農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援します。

6. 果樹支援関連対策 (果樹農業好循環形成総合対策事業で実施)
5, 600 (5, 520) 百万円

農地中間管理機構の活用等による改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備等に対する支援を実施します。

お問い合わせ先：

1(1)～(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1(3)、2(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2(1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2(5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2081)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成28年度予算概算決定額：154（243）億円】

1. 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【平成28年度予算概算決定額：81（190）億円】

機構集積協力金交付事業
(機構への農地の出し手に対する支援)
【46（90）億円】
※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- (1) 地域に対する支援
機構にまとめた農地を貸し付ける
地域に対する支援（地域集積協力金）
- (2) 個々の出し手に対する支援
 - ①経営転換・リタイアする場合の支援
（経営転換協力金）
 - ②農地の集積・集約化に協力する場合
の支援（耕作者集積協力金）

農地中間管理機構事業
(農地中間管理機構の業務に対する支援)
【13（72）億円】
※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
 - (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費
(土地改良の負担金を含む)

- ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90%
(平成28年度まで95%)
 - (3) その他
農地買入等に要する借入資金に係る利子助成等
- ※(3)は都道府県別の基金の対象外

機構集積支援事業
(農地の集積・集約化の基礎業務への支援)
【22（28）億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

2. 農業委員・推進委員による農地利用の最適化

【平成28年度予算概算決定額：95（81）億円】

農業委員会への支援 【89（75）億円の内数】

(1) 農業委員会交付金

【47（47）億円】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付

(2) 農地利用最適化交付金【新規】

【20（-）億円】

- ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付

※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象

(3) 機構集積支援事業

【22（28）億円の内数】

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理等を支援

都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【27（33）億円の内数】

(1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

【5（5）億円】

- ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担）

(2) 機構集積支援事業

【22（28）億円の内数】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【22（28）億円の内数】

機構集積支援事業

【22（28）億円の内数】

- ・ 都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援

農地調整費交付金

【1（1）億円】

- ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付

19 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【231（291）百万円】

対策のポイント

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃農地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地を再生利用する活動への支援

荒廃農地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土壌改良、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を2割加算します。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引受け手と受入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

※ 東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援します。

（補助率：定額（再生作業5万円／10a等）1／2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 （03-6744-2081）]

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

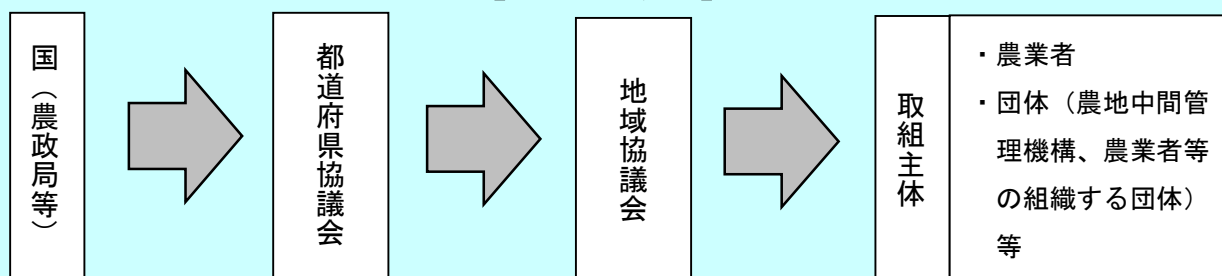
【事業メニュー】

- ① 荒廃農地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去、併せて行う土壌改良等）【5万円/10a※】
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【6万円/10a】
 - ※ 重機を用いて行う等の場合【1／2以内、沖縄県にあっては2／3以内、併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】
 - イ 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等、2年目に必要な場合）【2.5万円/10a】
 - ウ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - エ 経営展開（加工・販売の試行、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（農業用排水施設、農道の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備
【1／2以内、沖縄県にあっては2／3以内】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

※ 東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援。



【交付金の流れ】



20 農業経営力向上支援事業

【653（452）百万円】

対策のポイント

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援します。

<背景／課題>

- ・法人経営は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあります。
- ・このため、意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を図る必要があります。

政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

1. 法人化推進体制の整備 250（131）百万円
都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組を推進します。
2. 農業経営の法人化等の支援 316（303）百万円
集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）及び集落営農の組織化（定額20万円）等の取組を支援します。
3. 農業経営の質の向上促進 87（18）百万円
農業経営の質の向上を促進するため、農業経営データ管理の仕組みの構築、雇用就農者のキャリアアップの促進、農業法人等と他産業での経験を有する人材とのマッチング等の取組を推進します。

（委託費、補助率：定額、1／2）
（委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03－6744－2143）]

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、法人化等の推進、経営の質の向上を支援。

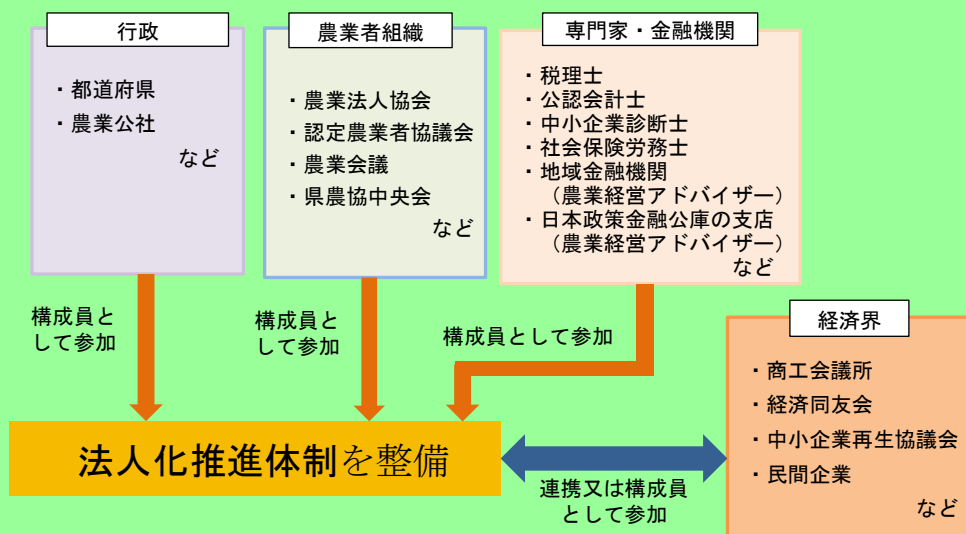
目標：今後10年間で法人経営体数（平成26年時点で15,300法人）を平成22年比約4倍の50,000法人とする。

法人化推進体制の整備

（委託費、補助率：定額、1／2、委託先、事業実施主体：都道府県等）

都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組等を推進。

〔都道府県段階での推進体制のイメージ〕



農業経営の法人化等の支援

（補助率：定額、事業実施主体：市町村等）

集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）や集落営農の組織化（定額20万円）に要する経費等を支援。

農業経営の質の向上促進

（委託費、委託先：民間団体等）

- ① 農業経営データ管理の仕組みの構築
（法人等自らの経営管理の向上、事業性評価に基づく融資の推進）
- ② 雇用就農者のキャリアアップの促進
（法人等の組織的経営力の向上）
- ③ 農業界と経済界の人材のマッチング
（農業法人等と他産業での経験を有する人材とのマッチング）

21 新規就農・経営継承総合支援事業

【19,347(19,479)百万円】
(平成27年度補正予算との合計 21,655百万円)

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳（平成26年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農者数（定着ベース）を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていく必要があります。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

11,614(12,245)百万円
(平成27年度補正予算との合計 13,922百万円)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、新規就農者の地域で孤立しがちな状況等を解消し、確実に定着してもらうための取組（市町村内での相談体制の整備や新規就農者間の交流会の開催）を実施します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業

7,150(6,734)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

3. 新規就農者育成支援事業〔新規〕

583(一)百万円

新規就農者の育成を支援するため、以下の取組を促進します。

- ・経営力・技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップと、優れた経営感覚を備えた農業経営者の育成のための研修の実施（就農希望者の経営力養成研修や県農大の経営指導力向上研修の実施等）
- ・農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組（就農相談会等の開催）

（補助率：定額、1/2）
事業実施主体：都道府県、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

	就農準備	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	青年就農給付金 (準備型) 県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける場合、原則45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付 ○ 研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上の就農を継続しない場合は全額返還 ○ 研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還	法人側に対する 農の雇用事業 - 法人に就職した青年に対する研修経費として法人に対し、年間最大120万円を最長2年間助成 - 雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修経費として、法人に対し、年間最大120万円を最長4年間助成 ※3年目以降は最大60万円	青年就農給付金 (経営開始型) 人・農地プランに位置付けられている原則45歳未満の認定新規就農者等に対し、年間最大150万円を最長5年間給付(平成27年度以降の新規給付対象者から、前年の所得に応じて給付金額を変動) ○ 市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○ 親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 ○ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還	農業法人等の 次世代経営者の育成 (農の雇用事業) 法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修の経費として、月最大10万円を最長2年間助成
技術・経営力の習得	農業教育機関等の レベルアップ 就農希望者の経営力養成研修や県農大の経営指導力向上研修の実施等	新規就農者の定着を確実なものにするための取組 市町村内での相談体制の整備、新規就農者間の交流会		トッププロを目指す 経営者育成のための 研修 農業経営者の経営力を高めるための研修の実施
就農定着に向けた諸課題の解決	就農希望者を実際の就農に 結びつける取組 就農相談会等			
機械・施設の導入			青年等就農資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金

(注) 上記のほか、農地の確保に関し、市町村における人・農地プランへの位置付け、農地中間管理機構の活用等がある。

が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容

22 経営体育成支援事業

【2, 997（3, 205）百万円】

対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

＜背景／課題＞

- ・地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

＜主な内容＞

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

（補助率：定額、融資残額（事業費の3／10以内等）
事業実施主体：市町村）

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

（補助率：1／2以内（1経営体当たり上限4,000万円）
事業実施主体：市町村）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

23 スーパーL資金の金利負担軽減措置

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 6, 520 (7, 261) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 28年度融資枠

1,000 (1,000) 億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

事業性評価に基づく融資の推進

事業性評価に基づく融資審査を推進することにより、経営展開の節目に必要な資金の円滑な融通を推進する。

事業性評価の推進の必要性

- ・ 農業の成長産業化のためには、次代を担う競争力ある担い手の確保・育成が不可欠であり、そのためには、個々の農業者の経営能力や将来性を見極めて、その成長発展に必要な取組を資金面から強力に支援することが必要。
- ・ 農地中間管理機構を通じた借地による経営規模の拡大が進む中、担保余力が乏しくとも、経営展開に必要な資金が金融機関から円滑に融通される仕組みが必要。

事業性評価融資の主な内容

- ・ (株)日本政策金融公庫が、農業者の事業性に重点を置いた審査を拡充・推進し、民間金融機関とも連携しながら、新たな事業分野への進出や規模拡大など経営展開の節目に必要な資金を、担保の充足に過度に依存せずに円滑に供給する融資に努める。
- ・ 目標達成に向け濃密なコンサルティングを実施し、計画実現を強力にサポートする体制を整備。

<事業性評価融資のイメージ>

経営者能力の評価項目

①人間力	意思の強さ、行動力、リーダーシップ、柔軟性を持っているか 等
②技術力	地域の標準単収以上の生産技術を有し、技術向上に努めているか 等
③マネジメント力	財務状況を把握し、経営課題に対して機動的に対応できるか 等
④地域親和力	地域の中で円滑に経営展開できているか 等

経営戦略の評価項目

①明確性	経営理念、将来ビジョンは明確にされているか 等
②具体性	経営の強み・弱みを踏まえた具体的な経営戦略が立てられているか 等
③必要性	事業は経営戦略上必要であり、実施のタイミングは適切か 等
④実行体制	事業を実行する役職員の役割分担と責任が明確化されているか 等

24 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【88, 589（89, 023）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填することで、農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

（水稻、麦は、共済金が年内に支払われた農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物等）は、共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50, 110（50, 110）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

補助率：1／2	
補助率1／2以外のもの	
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金 38, 025（38, 425）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。

補助率：定額	
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：		
1の事業	経営局保険課	（03－3502－7337）
2の事業	経営局保険監理官	（03－3591－5009）

25 女性の活躍推進

対策のポイント

地域農業の計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

<背景／課題>

- ・女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っており、農林水産業の成長産業化へ向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していく必要があります。
- ・「女性が輝く社会づくり」を目指して策定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」及び「女性活躍加速のための重点方針2015」を踏まえ、女性農林漁業者による事業活用の促進等を通じて女性の活躍を推進することが求められています。

政策目標

女性農林漁業者の活躍の推進

<主な内容>

1. 「人・農地プラン」の企画・立案段階からの女性の参画促進

担い手や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性農業者が概ね3割以上参画することとします。

2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

37, 162百万円の内数

女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

【主な事業】

○ 輝く女性農業経営者育成事業

110（120）百万円

次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援します。

また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げます。

○ 経営体育成支援事業

2, 997百万円の内数

女性農業者グループも含め、地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を通じた経営改善に向けた取組を支援します。

○ 6次産業化支援対策

2, 402百万円の内数

女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

※ この他の事業においても、女性の取組促進に配慮した措置を講じます。（次ページ参照）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6600）]

チャレンジする女性への支援のための施策

総額 37,162百万円の内数

女性農林漁業者の活躍推進を支援するもの

事業名	事業内容	平成28年度予算 概算決定額
輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなりうる女性経営者の育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援し、女性の活躍を発信。	110百万円
多様な担い手育成事業	女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築等を支援。	42百万円 の内数
漁村女性地域実践活動促進事業	漁村の女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発等の実践活動を支援するとともに、実践活動に向けた研修会や優良事例の成果報告会の開催等を支援。	23百万円

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮等するもの

女性農業者等が事業に応募した場合等に、採択ポイントの加算や要件緩和を行うもの

事業名	事業内容	平成28年度予算 概算決定額
経営体育成支援事業	地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性農業者グループ等も助成対象。 〕	2,997百万円 の内数
強い農業づくり交付金	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和。 〕	20,785百万円 の内数

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援するもの

6次産業化支援対策 〔 6次産業化ネットワーク活動交付金 〕	農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。また、農林漁業者等からの求めに応じて6次産業化プランナーを派遣し、具体的なアドバイスを実施。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援。 〕	2,402百万円 の内数
産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業	農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援。 〔 女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るため、専門家等が、農業者一人一人の安全意識を効果的に高める手法を検討し、啓発資材を作成して全国での声かけ等の啓発活動の手法を確立する取組を通じて、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。 〕	78百万円 の内数
農山漁村振興交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動や市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組(地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等)、女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び付帯施設整備(地域住民活動支援促進施設)を支援。(施設整備については、計画申請時に、女性の参画に向けた取組方針又は取組の有無を確認) 〕	8,000百万円 の内数
強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業)	産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。 〕	2,696百万円 の内数
漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業	漁協等の役職員の人材育成を支援。 〔 漁協等の役職員として活躍している女性等のスキルアップを支援。 〕	29百万円 の内数

関連対策(女性農業者等の参画に配慮)

- 人・農地問題解決加速化支援事業(人・農地プランの見直し支援事業)
人・農地プランの検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することが要件。
- 中山間地域等直接支払制度
中山間地域等における農業生産活動の継続への支援について、交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等が要件。

26 収入保険制度検討調査費

【216（456）百万円】

対策のポイント

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた検討を進めるための調査を行います。

<背景／課題>

- ・ 農業経営の安定を図るためのセーフティネットとしては、加入者の負担を前提とする保険の仕組みが有力な手法のひとつです。
- ・ 現行の農業共済は、自然災害等による収量減少を対象としており、価格低下は対象としていません。また、収量減少を把握することができることを前提としているため、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーしていません。
- ・ このため、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する収入保険制度の導入に向け、調査・検討を進めていく必要があります。
- ・ なお、収入保険制度の導入のためには、過去のデータを踏まえた保険料・保険金等の水準設定や、制度の実施方法等につき十分な検討が必要です。

政策目標

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入

<主な内容>

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた調査を行います。

- ・ 保険料や保険金等の水準設定などに必要な過去の農業者の収入データの収集
- ・ 平成27年産を対象に、制度の実施方法等を検証するための事業化調査（フィージビリティスタディ）の実施（平成26年中に加入し、平成28年に納税申告）等

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局保険課 （03-3502-7337）]

27 農協監査・事業利用実態調査 [新規]

【110（一）百万円】

対策のポイント

農協が公認会計士監査へ移行した場合の負担を明らかにするための調査や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を行います。

<背景／課題>

- ・今般の農業協同組合法の改正により、平成31年度から、農協の監査は、全国農協中央会による監査から、公認会計士による監査に移行することとされ、その際、政府は、農協の実質的な負担が増加することがないように配慮することとされています。
- ・また、この改正法において、政府は、5年間調査を行った上で、准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討を加え、結論を得ることとされています。

政策目標

- 農協の公認会計士監査制度への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得ること

<主な内容>

1. 農協の監査費用に関する調査

96（一）百万円

監査法人等が農協の事業内容等を調査し、実際の監査に要する人数、日数等を見積もることにより、農協が公認会計士監査を受ける場合の費用を試算するとともに監査費用を左右する要因等を分析します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査

15（一）百万円

准組合員の事業利用規制の在り方に関する1年目（5年間実施）の実態調査を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局協同組織課（03-6744-2164）]